

事務連絡  
令和6年11月25日

長野国有林森林整備協会  
名古屋造林素材生産事業協会  
(一社)長野林業土木協会  
(一社)名古屋林業土木協会  
(一社)林道安全協会中部支所  
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

### 請負事業体等の重大災害の発生について

令和6年10月21日に関東局管内の立木販売事業箇所、令和6年10月28日に九州局管内の造林請負事業箇所において重大災害が発生し、その概要が別添1・2のとおり林野庁業務課長から送付されました。

別添1の関東局管内の災害については、伐倒作業の際、伐倒木（スギ）を伐倒したところ、隣接していた枯損木（クリ）がつるがらみのために引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり被災したと推定され、別添2の九州局管内の災害は、同僚が伐倒した伐倒木（スギ）が、伐倒直後に斜面を滑り落ち、斜面下方の林道に進入していた木材グラップル機のキャビンに突き刺さり、被災者に激突し被災したと推定されるものです。

今回の2件の災害については、いずれも伐倒作業時の周囲の状況確認などが行われないうなど、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっています。

また、今回の2件の重大災害により今年度の発生件数は5件となり、昨年度の発生件数の4件を上回る状況となりました。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当:企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事務連絡  
令和 6 年 11 月 21 日

各森林管理局  
森林整備部長 殿  
(請負事業者等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業者等の重大災害の発生について

令和 6 年 10 月 21 日、関東森林管理局管内の立木販売において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、伐倒作業の際、伐倒木（スギ）を伐倒したところ、隣接していた枯損木（クリ）がつるがらみのために引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり被災したと推定されるものである。

本災害は、伐倒木上部のつるがらみの状況や隣接木の状況について十分な把握と必要な措置が講じられずに伐倒が行われ被災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業者等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっている。

また、今年度に発生した重大災害（4 件、10 月 21 日現在）はいずれも立木販売（労働災害 3 件、事業主による災害 1 件）で、そのうち 3 件が下請け事業者によるものであり、災害防止を図る上で由々しき事態であると認識しているところである。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業者、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

特に立木販売において契約者が他の事業者による作業を委託等する場合は、契約者から委託先等の事業者への安全指導を徹底するよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業者等の労働災害防止対策の推進について」（令和 6 年 4 月 25 日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、伐倒作業に当たり、作業員に、①つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木等の有無、②落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枯損木等、③つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれがあるものについて、事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させること。

(林災防規程第 59 条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 2 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く）を行うときは、作業

者に、つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせること。

(安衛則第477条、林災防規程第61条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 3 事業者は、つるがらみの木を伐倒する場合は、作業者にできる限り伐倒前につる類を取り除かせるとともに、つる類のうち、フジツル、ヤマブドウ、クズ等は、枯れても材質を保持しており、つるの根元を切っても数年間は腐らない点に注意するよう周知すること。

また、つるが複数の木に跨がっている場合等、つるを取り除くことができない場合においては、作業者に単独で作業を行わせてはならず、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、事業者が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させること。

(林災防規程第76条関連)

- 4 事業者は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除かせること。

(安衛則第477条、林災防規程第62条、63条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 5 事業者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20cm以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせること。

(林災防規程第67条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 6 事業者は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため、作業中の作業者相互の連絡方法について定め、その内容を作業者に周知すること。

また、事業者は、連絡責任者に、作業現場において、定めた方法による作業者相互の連絡を行わせ、相互の安全を確認させること。

(林災防規程第24条、25条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)

- 7 事業者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせること。

(1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

(2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

(林災防規程第27条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。

三 (略)

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

林業・木材製造業労働災害防止規程（令和5年12月11日適用）抜粋

(調査及び記録)

第48条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかななければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 偏心木、片枝木、二又木、転倒木、欠頂木、空洞木、腐朽木、枝がらみ木、つるがらみ木、枯損木及び広葉樹の状況

(4)～(5) (略)

(作業計画)

第50条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、第48条の調査結果及び前条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。

(1) (略)

(2) 作業の方法(チェーンソー又は車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。)、伐倒の方法、伐倒の順序、かかり木処理の作業方法及び困難木の伐倒方法

(3) 作業の安全対策として、退避場所の設定標示、立入禁止の設定標示、伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置及びその他安全対策

(4)～(7) (略)

2 会員は、前項の作業計画を定めたときは、当該作業計画を関係作業者に周知しなければならない。

(伐倒作業前の準備)

第59条 会員は、伐倒作業に当たり、作業者に次の事項について事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させなければならない。

(1) (略)

(2) 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木、枯れ枝等の有無を確認すること。

(3) 跳ね返りや落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枝、枯損木等については事前に確認すること。

(4) かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを確認すること。

(障害物の取り除き)

第61条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、ささ、浮石等で伐倒等の際に危害を受けるおそれのあるものを、あらかじめ、取り除かせなければならない。

(退避場所の選定)

第62条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。

2 会員は、前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

(退避路の整理)

第63条 会員は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 枝条、ささ等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。

(2) 積雪がある場合には、雪を十分踏み固め、退避が円滑にできるようにすること。

(困難木の定義)

第72条 困難木とは次のいずれかの状態にあるものをいう。

(1) 偏心木又は二又木

(2) 枝がらみの木又はつるがらみの木

(3) 裂け易い木

(4) あばれ木又は腐朽木若しくは空洞木

(5) 被害木（転倒木、折損木、欠頂木）

(6) 急傾斜地にある立木等の伐木作業が困難な木

(7) 伐木作業を行うとき、けん引具、胴ベルト（U字つり）、移動式クレーン等、別途装備等の用意が必要な木

(つるがらみの木の伐倒)

第76条 会員は、第48条の調査の結果、伐採予定の森林内に第72条第2号のつるがらみの木がある場合は、作業計画に記載するとともに、伐採着手前につる類を根元から切り離し、つる類を枯らしておかななければならない。

2 会員は、つるがらみの木を伐倒する場合は、作業者にできる限り伐倒前につる類を取り除かせるとともに、つる類のうち、フジツル、ヤマブドウ、クズ等は、枯れても材質を保持しており、つるの根元を切っても数年間は腐らない点に注意するよう周知しなければならない。

3 会員は、つるが複数の木に跨がっている場合等、つるを取り除くことができない場合においては、作業者に単独で作業を行わせてはならず、第80条に基づき、同条第1号の業務に関して指名した者に判断させなければならない。

(指示を要する伐木)

第80条 会員は、第72条に定める困難木を伐倒する業務のうち、次の各号に掲げる業務に就かせる場合には、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、会員が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させなければならない。

- (1) 枝がらみの木、つるがらみの木の伐木の業務
- (2)～(6) (略)

(くさびの使用)

第67条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。

2 会員は、作業者に第1項の作業を行わせる場合には、次の各号に掲げる事項を行わせるよう努めなければならない。

- (1) くさびは立木の大きさに応じて本数を増やすこと。
- (2) くさびの打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびを使用すること。

(緊急連絡の方法等の決定、周知)

第24条 会員は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を山土場等連絡の際の拠点となる場所に掲示するなどにより作業者に周知させなければならない。

- (1) 作業場所における作業中の作業者相互の連絡方法
- (2)～(5) (略)

(連絡責任者の選任と連絡方法等の確認)

第25条 会員は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係作業者に周知させなければならない。

2 会員は、連絡責任者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1)～(2) (略)
- (3) 作業者に対し、作業中の作業者相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が取れることを確認させること。
- (4) (略)

(作業者に行為せる安全の確認)

第27条 会員は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
- (2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日  
付け基発1207第3号）抜粋

6 作業計画等

(1) 調査及び記録

事業者は、伐木等作業を行う場合、伐木等作業を行う範囲を対象に、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表1、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表2に示す事項を含め調査し、その結果を記録すること。

なお、当該調査及び記録には、別添1に示す作業計画の標準的な様式を活用することが可能であること。また、伐木等作業、車両系木材伐出機械を用いる作業等の調査及び記録をとりまとめ、一の様式にすることは可能であること。

表1 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うための調査に含める事項

① 地形の状況（平地であるか、傾斜であるか（傾斜の緩急、斜面の向き（北向き、南向き等））等を含む。）
② 地質・水はけの状況（岩石地であるか、崩壊地であるか、転石又は浮き石の量及び水はけを含む。）
③ 埋設物・架空線近接の状況
④ 伐倒対象の立木の状況（伐倒の対象となる立木の樹種・樹齢、胸高直径・樹高の状況、立木の大きさのばらつき及び立木の密度を含む。）
⑤ つるがらみ・枝がらみの状況
⑥ 枯損木・風倒木の状況
⑦ 下層植生の状況（かん木・草本の粗密を含む。）
⑧ 緊急車両の走行経路
⑨ 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

表2～(2) (略)

(3) 作業計画

ア 事業者は、伐木等作業を行う場合には、あらかじめ、上記(1)を踏まえ、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表3、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表4に示す事項を含む作業計画を定めること。なお、作業計画の標準的な様式は、別添1であること。

上記の作業計画は、現場の実態等を踏まえ、伐木等作業に加え、車両系木材伐出機械その他の作業を行うために定める作業計画と合わせて、一の様式とすることも可能であること。

なお、上記(2)に基づく、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置については、上記の作業計画を定める場合にも活用できること。

イ 事業者は、上記アにより定めた作業計画に基づき伐木等作業を行うこと。

ウ 上記アにより定めた作業計画について、事業者は労働者に確実に周知を行うこと。なお、例えば、伐木等作業を開始する前に、朝礼等の安全衛生に関する打合せを活用し、作業計画の説明を行う等の方法があること。

表3 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うために定める作業計画に含める事項

1	作業地の概況
①	作業を行う場所
②	地形の状況
③	地質・水はけの状況
④	埋設物・架空線近接の状況
⑤	緊急車両の走行経路、緊急連絡先
⑥	携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
2	作業の方法等
①	作業の方法（チェーンソー・車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。）
②	伐倒の方法
③	伐倒の順序
④	かかり木処理の作業方法
3	作業の安全対策
①	伐倒作業における退避場所の設定標示
②	伐木作業における立入禁止の設定標示
③	伐倒作業における合図の方法
④	伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置
⑤	その他安全対策

表4～(5) (略)。

## 7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

### (1) 作業前の準備

ア (略)

イ 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯れ枝の有無等を確認すること。

ウ (略)

エ 安衛則第477条第1項第2号に基づき、かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。あわせて、跳ね返りによる危険が生じる可能性のある立木、枝、枯損木等についても取り除くことが望ましいこと。

### (2) 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア～ウ (略)

エ 安衛則第477条第1項第1号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ (略)

カ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。



### (3) 基本的伐倒作業

#### ア 概要 (図2参照)

伐倒作業において、正しい受け口切り及び追い口切りによって、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残し(以下「つる」という。)を正しく残すこと。なお、安衛則第477条第1項第3号に基づき、伐倒しようとする立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、伐根直径の10分の1程度となるように、つるを確保すること。

伐木に従事する労働者の知識、経験等を踏まえ、胸高直径20センチメートル未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及び切り残しを作ることができる場合は、受け口を作ることが望ましいこと。

また、2個以上の同一形状のくさびを使用して行うことを原則とすること。なお、立木の重心の移動等を踏まえ、くさびを使用すること。

なお、諸外国では、別添2中参考1及び参考2に示す方法により伐倒される場合があること。

#### 図2～ウ (略)

#### エ くさびの打ち込み (図3参照)

(ア) くさびは、のこ道の確保及び伐倒方向を確実なものとするため等に用いるものであること。

(イ) 追い口切りにおけるのこ道の確保のため、薄いくさびを使用すること。

(ウ) その後、切り幅の進行を確認しつつ、重心を移動させるための厚いくさびを使用すること。

(エ) 上記によりくさびを複数同時に使用する場合は同一形状かつ同じ厚さのものを組にして使用すること。

(オ) 打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびの使用が望ましいこと。

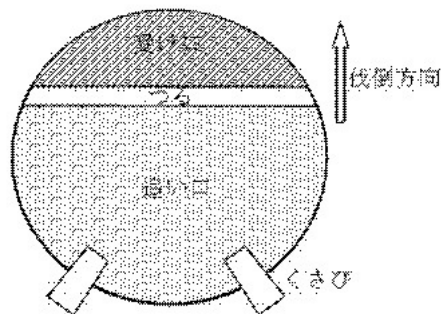


図3 くさびの打ち込み位置の例

#### オ 伐倒及び退避

(ア) くさびを用いる場合は、追い口切りと、くさびの打ち込みを交互に行い、最後は必ずくさびを打ち込むことによって、伐倒すること。

(イ) くさびの打ち込みで、追い口が浮き始めたら、ただちに退避すること。

(ウ) くさびは、立木の大きさに応じて本数を増やすこと。

#### (4) ~ (5) (略)

### 3 緊急時における連絡体制等の整備

#### (1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

ア（略）

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ウ～ケ（略）

#### (2) 連絡責任者の選任

事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させるとともに、連絡責任者に4の(1)、5の(1)並びに6の(2)及び(3)の事項を行わせること。

なお、連絡責任者が作業現場を離れるとき等その職務を果たせなくなるときは、連絡責任者にその職務を行う代理者を指名させるようにすること。

### 4（略）

### 5 作業現場における安全の確認等

#### (1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア（略）

イ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

ウ（略）

#### (2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

イ 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

### 6（略）

### 7 教育訓練の実施

事業者は、関係労働者に対し、次の事項について教育訓練を行うこと。

(1)～(3)（略）

(4) 作業場所における労働者相互の連絡の方法

(5)～(8)（略）

令和 6 年度

&lt;林 野 庁 集 計&gt;

令和6年10月25日現在

国有林野事業の実行に係わる  
請負事業体等の重大災害報告  
(概 況)

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計						3		3
前年度同期累計	1			1				2
前 年 度 計	3			1				4

注1：森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

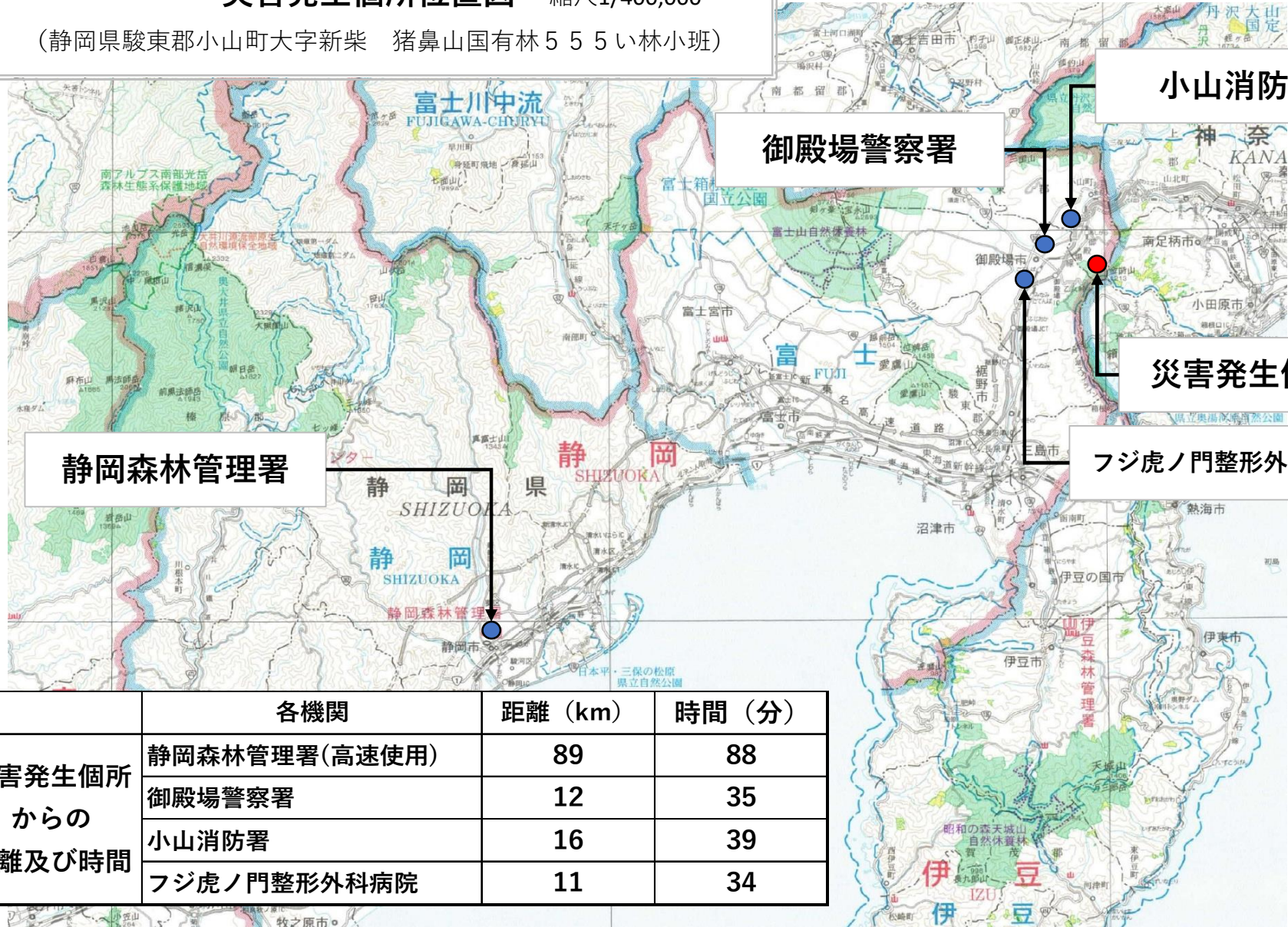
注2：法令上の労働災害に該当しない場合（被災者が事業主である等）については計上していない。

1 森林管理局・署等名	関東森林管理局 静岡森林管理署
2 事業の種類	立木販売（分収育林）
3 災害発生日時等	令和6年10月21日（月）13時台発生（推定）（死亡：令和6年10月21日（月）18時25分 死因：窒息）
4 災害発生場所	静岡県駿東郡小山町大字新柴 猪鼻山国有林555林班い小班
5 契約相手方	東京都江東区新木場一丁目7番22号 物林（株） 代表取締役 淡中 克己
6 事業実行事業体	静岡県賀茂郡南伊豆町下小野304（有）愛美林 代表取締役 仲尾 浩（5との関係：1次下請）
7 被災者年齢等	年齢：61歳（経験年数：6年） 性別：男 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：労、退、健、厚、雇
8 従事作業	伐倒作業（主伐）
9 災害の概況	<p>当日、被災者は同僚4名と伐倒及び集造材作業に従事していた（被災者と同僚Aが伐倒、同僚Bが伐倒及び集材、同僚Cが造材、同僚D（現場責任者）が運材）。</p> <p>8時50分頃から朝のミーティングで朝礼と当日の確認事項の周知を行い、それぞれ作業に取りかかった。</p> <p>12時00分頃、同僚D（現場責任者）から無線機で昼休憩のアナウンス（一方通行の通信）があり、同僚らは、各自で昼食を挟み午後の作業に従事した。被災者は、作業地にあったリュックの中に食料（パンとおにぎり）の空の包装が残っていたことから、いつもなら本人の自家用車で昼食を摂るところを、当日は作業地で昼食を摂ったものとみられた。なお、同僚Bは、昼休憩の際にチェーンソーの目立てを行っている被災者を目撃している。</p> <p>また、同僚Dは、12時15分頃に持ち場から離れること、15時30分に持ち場に戻ったことを無線機でアナウンスしたが、いずれも被災者やその他の同僚からの応答がない一方通行の通信であった。</p>

	<p>15 時 50 分頃、同僚Dから無線機により作業終了のアナウンス（一方通行の通信）を行い、16 時過ぎに同僚らは当日の作業を終えて、林道上に止めてあったそれぞれの車両が駐車してある場所に集合したが、被災者の姿が見えなかったことから同僚らが被災者の作業場所付近を捜したところ、しゃがんだ状態で根倒れとなっているクリ枯損木（地上約 50cm から三又、①D:18cm, H:9m、②D:16cm, H:11m、③D:12cm, H:11m）の下敷きになっている被災者を発見した。同僚らは直ちにチェーンソーでクリ枯損木の幹を切断して被災者を救出するとともに、被災者の意識がなかったことから、16 時 25 分頃にその場から救急車を要請した。同僚らは、救急車が到着するまでの間、救急隊と電話を繋いだまま心肺蘇生を繰り返し行った。</p> <p>17 時 15 分頃、現場に救急車が到着し、現地で応急処置としてAEDによる救命措置を行ったが反応がなかったため、被災者は救急車でフジ虎ノ門整形外科病院へ搬送された。18 時 00 分頃に病院へ到着し、18 時 25 分に死亡が確認された。</p> <p>現地の状況から、被災者がスギ立木（D:38cm, H:19m）を伐倒したところ、隣接していたクリ枯損木がつるがらみのために引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり被災したものと推定される。なお、被災者が伐倒したスギ伐倒木（斜面下方に滑り落ちた状態であったとのこと）は、作業終了前の 16 時頃に同僚Bがハーベスタで全木のまま被災箇所下方に位置する集材場所に集積したが、被災箇所が同僚Bの死角になっていたことから、被災者の確認はできなかったとのことである。</p>
10 そ の 他	

# 災害発生個所位置図 縮尺1/400,000

(静岡県駿東郡小山町大字新柴 猪鼻山国有林555い林小班)



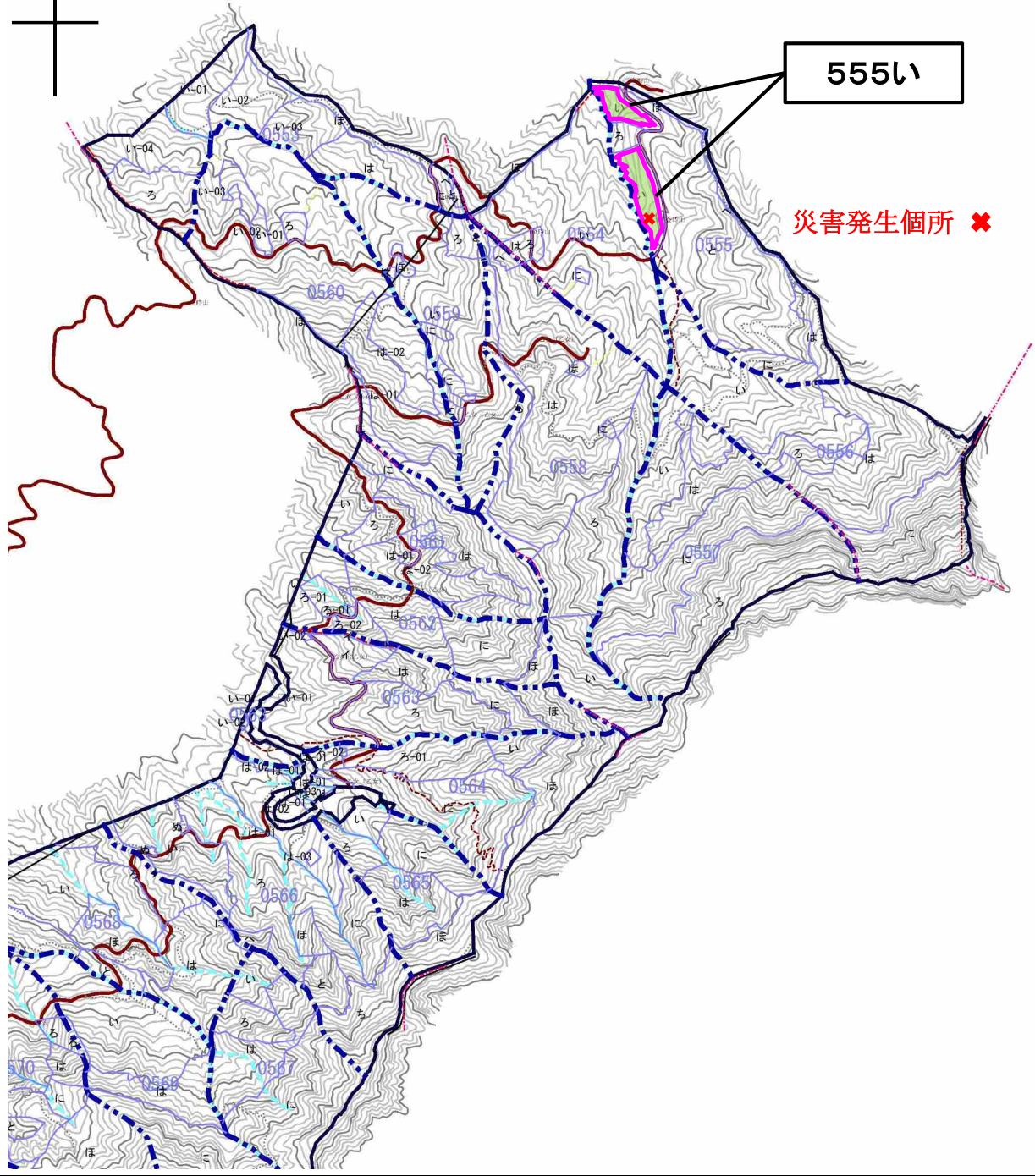
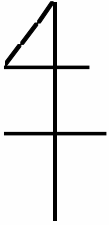
	各機関	距離 (km)	時間 (分)
災害発生個所からの距離及び時間	静岡森林管理署(高速使用)	89	88
	御殿場警察署	12	35
	小山消防署	16	39
	フジ虎ノ門整形外科病院	11	34

# 災害発生個所位置図

所在 静岡県駿東郡小山町新柴 猪鼻山国有林【分収育林】 555い 林小班  
面積 4.01ha

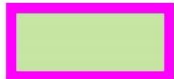


0 1000[m] 1/20,000

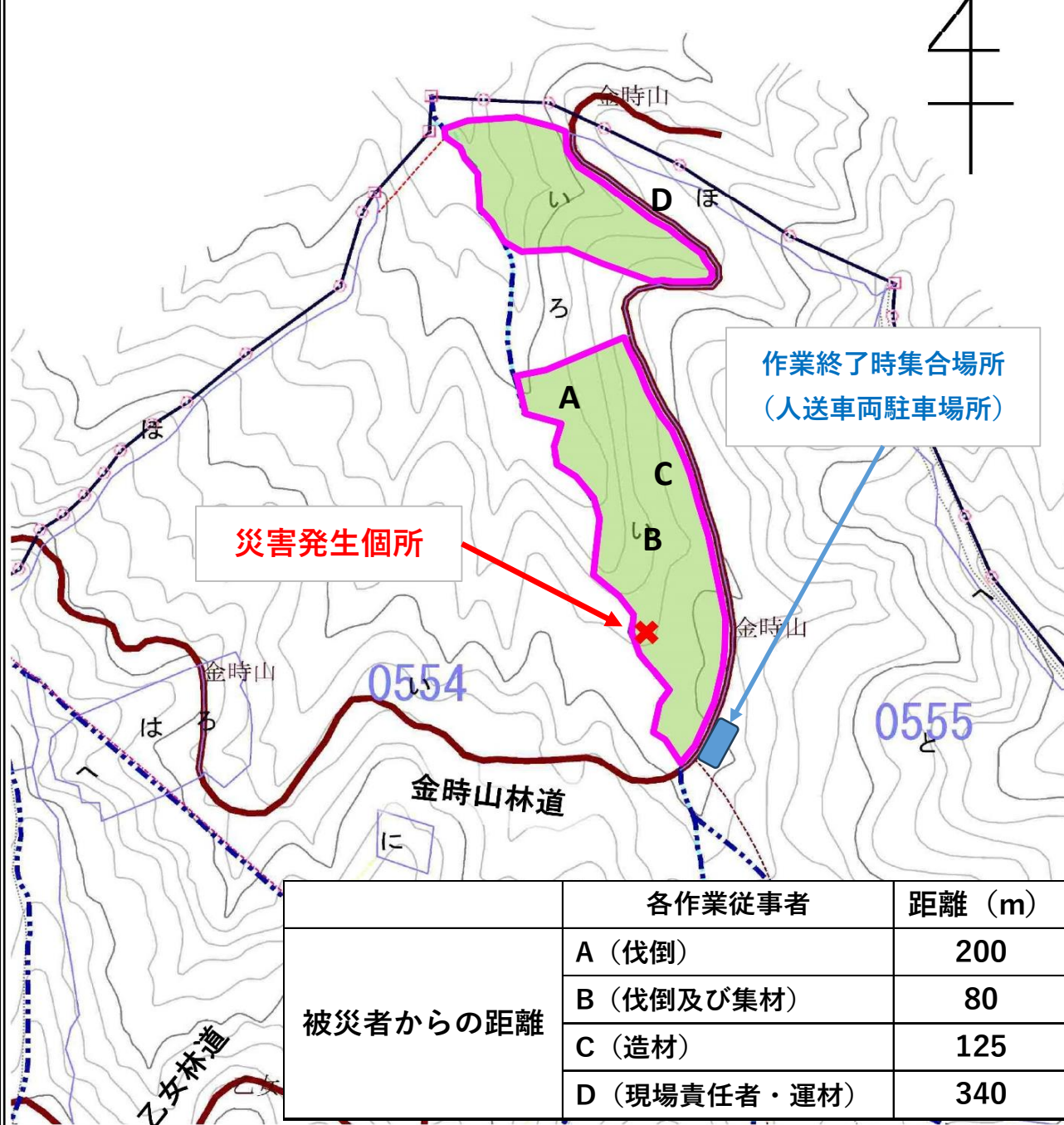
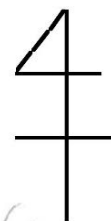


# 災害発生個所位置図

所 在 静岡県駿東郡小山町新柴 猪鼻山国有林【分収育林】 555い 林小班  
 面 積 4.01ha



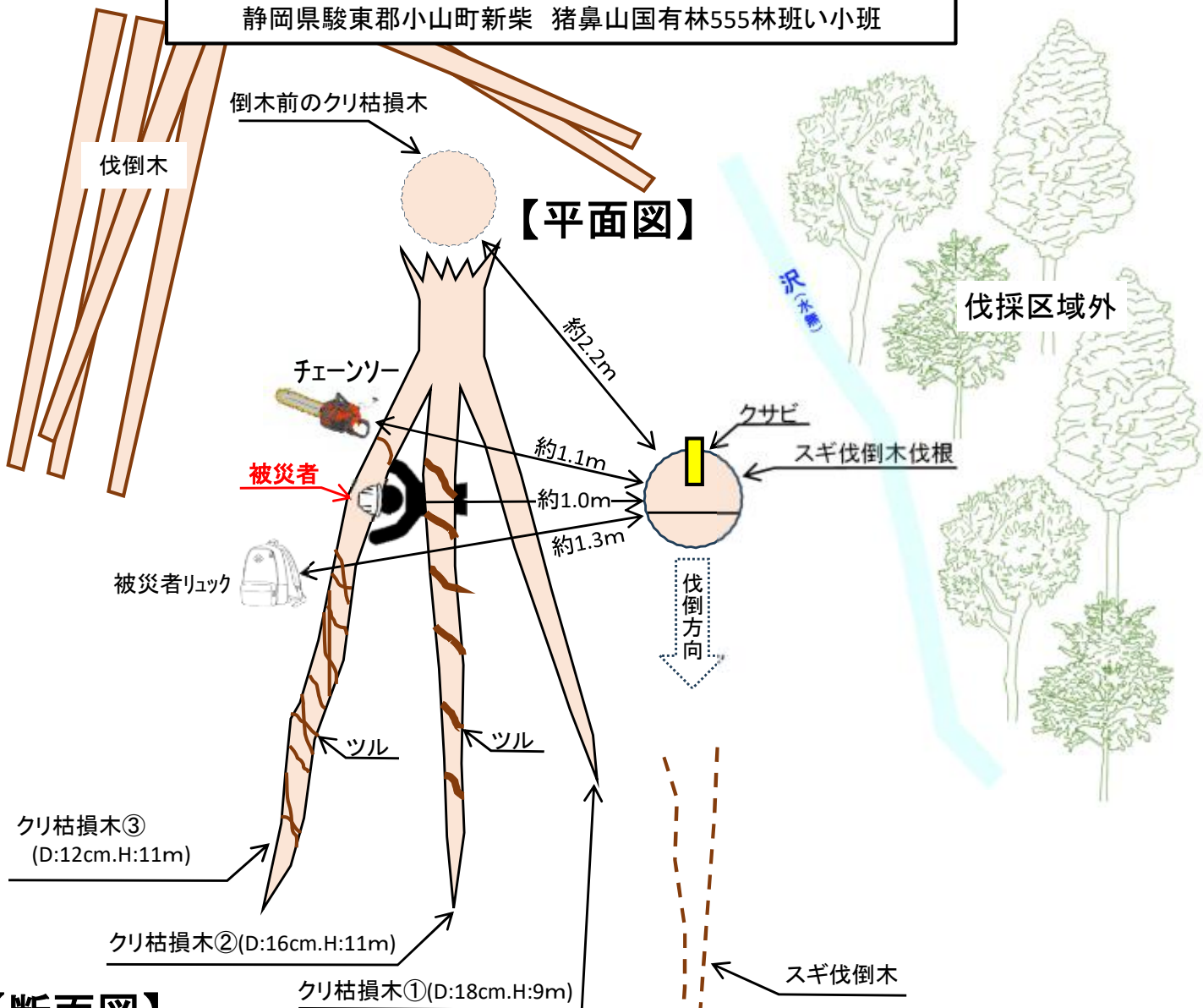
1 / 5,000



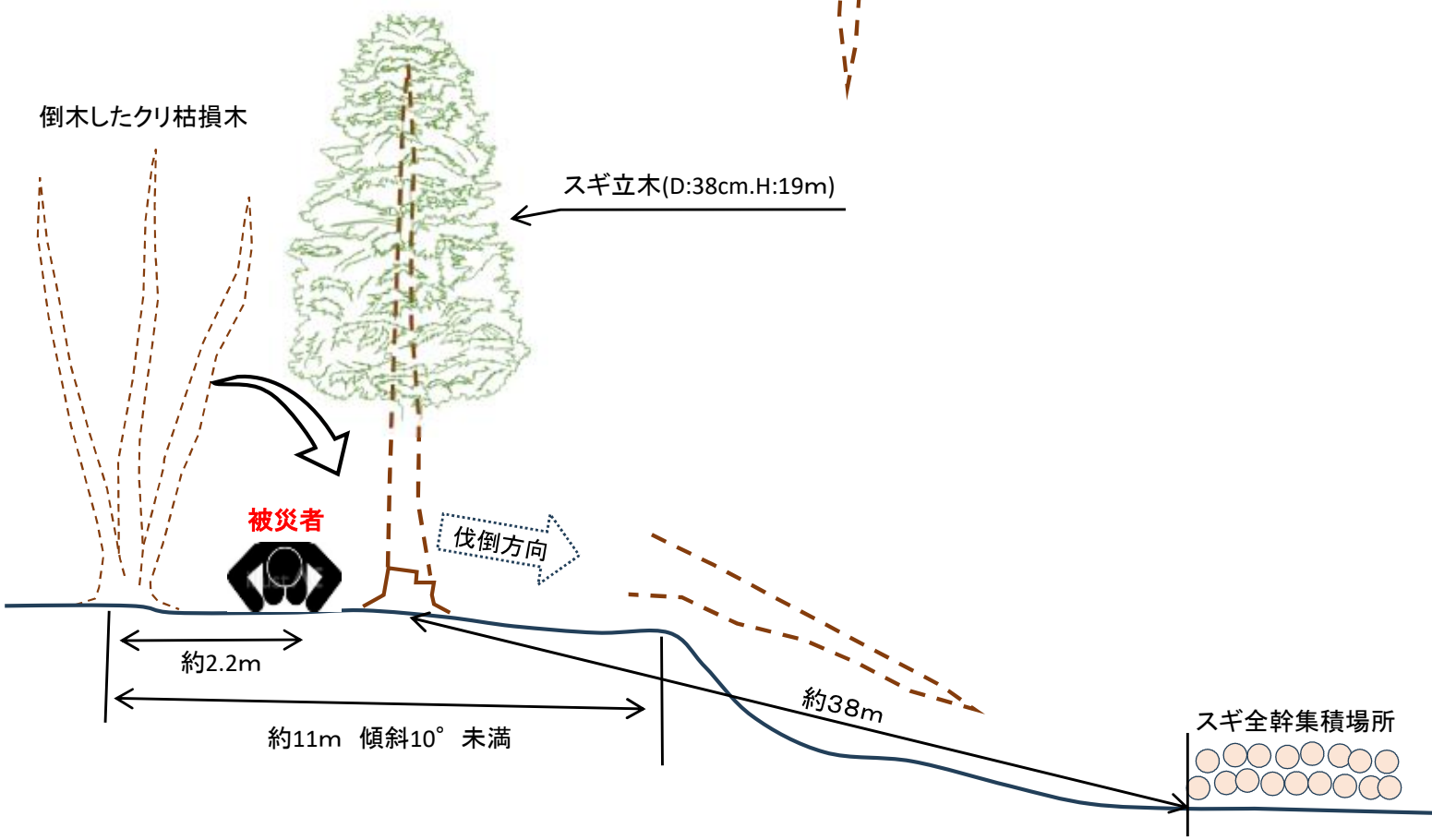
	各作業従事者	距離 (m)
被災者からの距離	A (伐倒)	200
	B (伐倒及び集材)	80
	C (造材)	125
	D (現場責任者・運材)	340

# 災害発生箇所 見取り図

静岡県駿東郡小山町新柴 猪鼻山国有林555林班い小班



## 【断面図】





# 重大災害発生状況写真(1)

静岡県駿東郡小山町新柴 猪鼻山国有林555林班い小班



被災箇所上方からの状況



被災箇所下方(集積場所付近)からの状況

# 重大災害発生状況写真(2)

静岡県駿東郡小山町新柴 猪鼻山国有林555林班い小班



被災状況(全景)



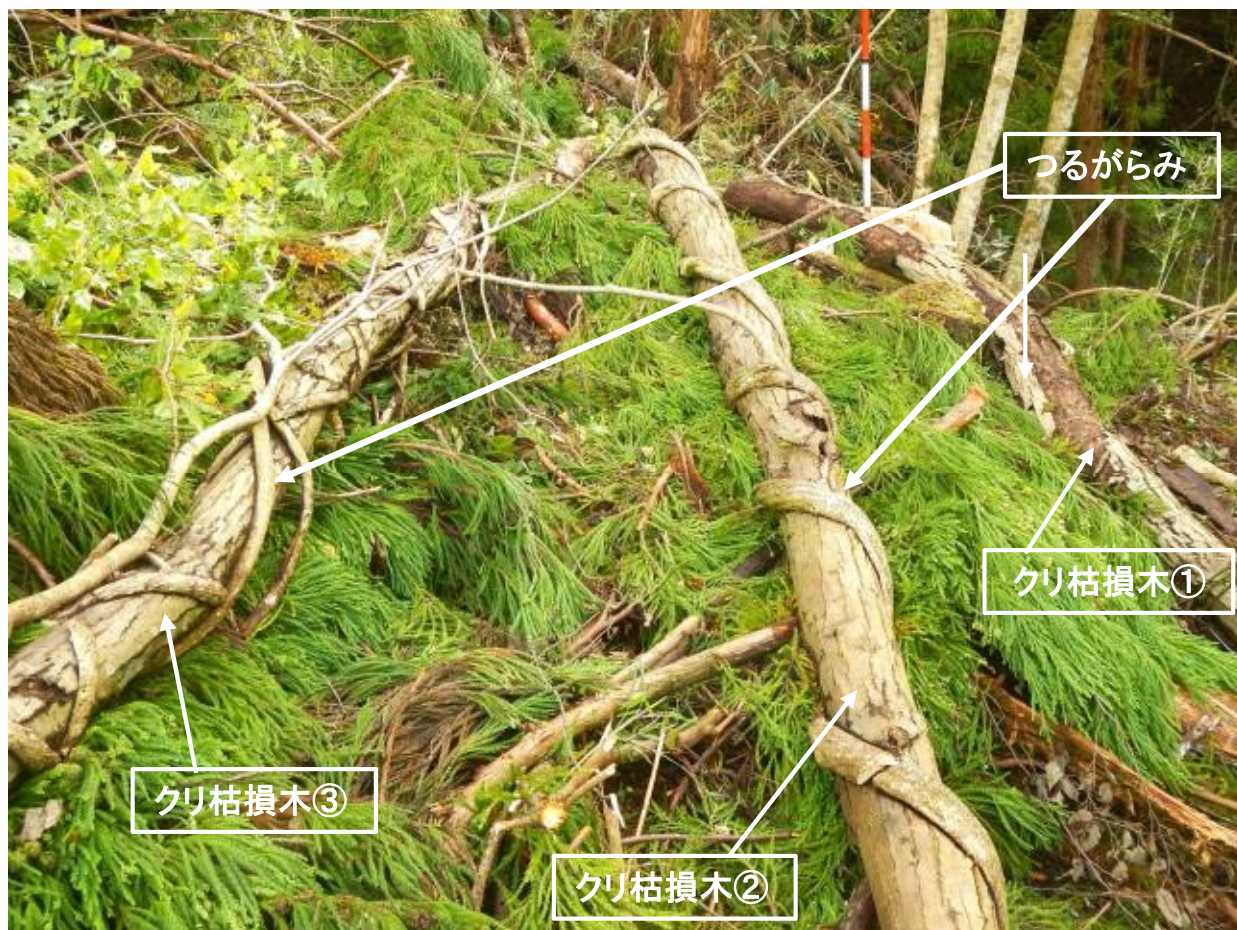
被災状況(近景) (クリ枯損木②が背中に乗った状態で発見)

# 重大災害発生状況写真(3)

静岡県駿東郡小山町新柴 猪鼻山国有林555林班い小班



被災状況(近景) (しゃがんだ状態で発見)



倒木したクリ枯損木のつるがらみの状況(クリ枯損木①へのつるがらみは無し)

# 重大災害発生状況写真(4)

静岡県駿東郡小山町新柴 猪鼻山国有林555林班い小班



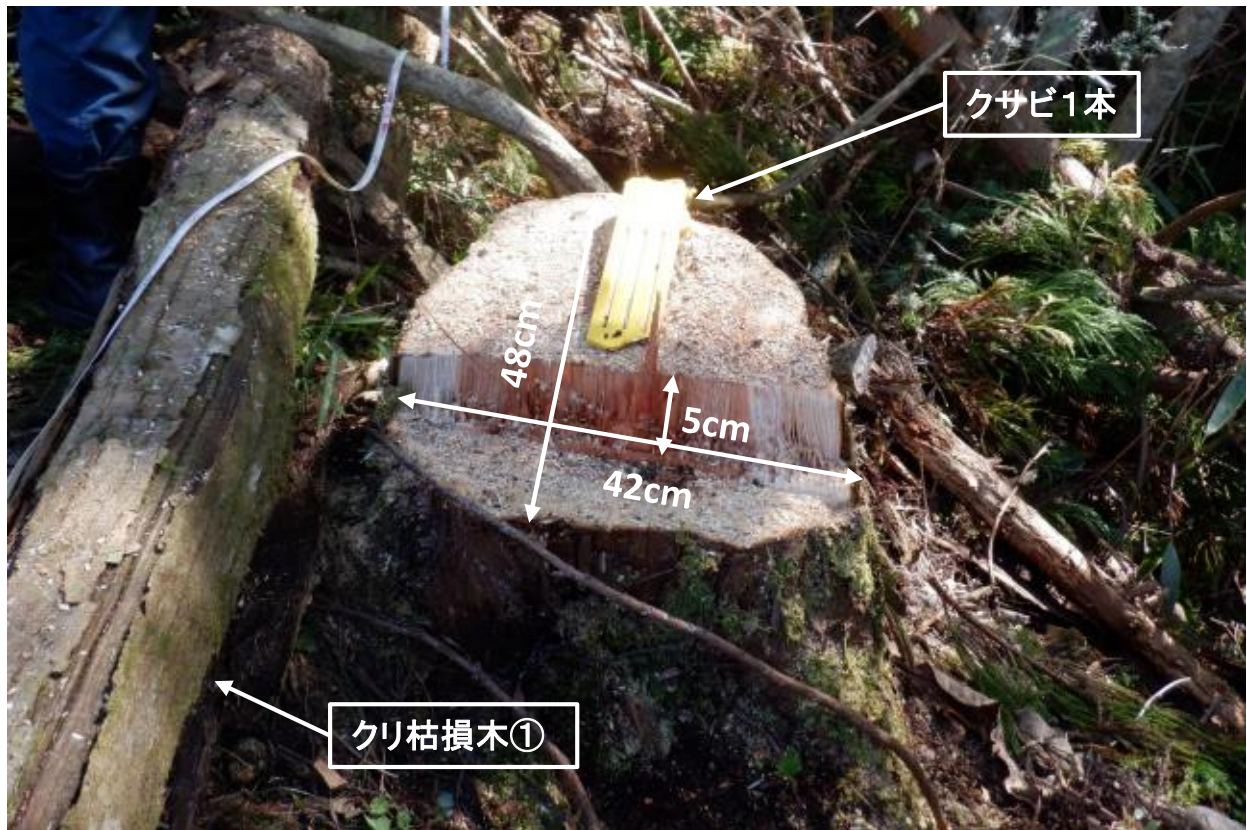
スギ伐倒木梢端部におけるつるがらみの状況(つるがらみは梢端部のみ)



倒木したクリ枯損木の根腐れの状況

# 重大災害発生状況写真(5)

静岡県駿東郡小山町新柴 猪鼻山国有林555林班い小班



スギ伐倒木伐根の状況

事務連絡

令和 6 年 11 月 21 日

各森林管理局  
森林整備部長 殿  
(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和 6 年 10 月 28 日、九州森林管理局管内の造林請負事業において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、同僚が伐倒した伐倒木（スギ）が、伐倒直後に斜面を滑り落ち、斜面下方の林道に進入していた木材グラップル機のキャビンに突き刺さり、被災者に激突し受災したと推定されるものである。

本災害は、伐木の作業において、伐倒木が滑ることによる危険が予想される斜面の下方に作業者を立ち入らせた状況で伐倒が行われたことにより受災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっている。

このため、各森林管理局署等においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」（令和 6 年 4 月 25 日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、伐倒作業に当たり、伐倒者に周囲の作業者の位置を確認させること。

(林災防規程第 59 条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 2 事業者は、伐木等の作業を行っている場所の下方で、伐倒木等が転落し、または滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、作業者を立ち入らせないこと。

(安衛則第 481 条、林災防規程第 56 条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 3 事業者は、伐木の作業を行う場合には、伐倒者に他の作業者が退避したことを応答合図により確認させ、伐倒者以外の作業者が確実に退避したことを確認してから伐倒させること。

(安衛則第479条、林災防規程第65条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 4 事業者は、伐木等機械による作業について、作業者に、次に掲げる事項を行わせること。

- (1) 運転者と他の作業者にトランシーバー等の通信装置を携帯させるか、一定の合図を定め、確実に行わせること。  
(2) 運転者は、機械始動時にクラクションを鳴らして、他の作業者に注意を促すとともに、危険区域内に他の作業人や機械の有無等、周囲の確認のための指差し呼称を行うこと。

(林災防規程第115条関連)

- 5 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の作業者を立ち入らせないこと。

なお、隣接して伐倒作業を行う場合は、伐倒しようとする立木それぞれの高さの2.5倍に相当する距離を半径とする円の内側に伐倒者以外の作業者を立ち入らせないこと。

(安衛則第481条、林災防規程第68条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 6 事業者は、伐木等初級者（伐木等作業の業務に従事した期間が3年未満の者）がいる場合は、伐木等指導者（伐木等作業の業務に従事した期間が概ね8年以上で、伐木等初級者の指導ができる者のうち、事業者が指名した者）を、伐木等初級者が所属する作業班ごとに指名し、伐木等初級者に対して、次に掲げる事項について配慮するよう努めること。

- (1) 胸高直径が概ね40cm未満の立木の単独伐倒を行わせないように努めること。  
ただし、同一現場に所在する伐木等指導者の指導の下で行う場合はこの限りでない。  
(2) 胸高直径が概ね40cm以上の立木の伐倒を行わせないように努めること。  
ただし、伐木等指導者の直接の指導の下で行う場合はこの限りでない。

(林災防規程第46条、第47条関連)

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(伐倒の合図)

第四百七十九条 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。

- 2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者(以下この条及び第四百八十一条第二項において「他の労働者」という。)に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。
- 3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業(車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。)を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

- 2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。
- 3 (略)

(ヘッドガード)

第一百五十一条の八十六 事業者は、車両系木材伐出機械については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(防護柵等)

第一百五十一条の八十七 事業者は、車両系木材伐出機械については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。



林業・木材製造業労働災害防止規程（令和5年12月11日適用）抜粋

（上下作業の禁止）

第56条 会員は、作業中原木が転落し、又は滑ることによって危険が予想される斜面の下に作業者を立ち入らせてはならない。

（伐倒作業前の準備）

第59条 会員は、伐倒作業に当たり、作業者に次の事項について事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させなければならない。

- (1) 林道、歩道等の通行路及び周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速等を確認すること。
- (2)～(4) (略)

（伐倒合図）

第64条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、伐倒について予備合図、本合図、終了合図を定め、かつ、作業者に、これらの合図を周知させなければならない。

（合図確認と指差し呼称）

第65条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 予備合図を行うこと。
- (2) 他の作業者が退避したことを応答合図により確認すること。
- (3) 本合図及び指差し呼称による確認を行った後、伐倒者以外の作業者が、立入禁止区域より確実に退避したことを確認してから伐倒すること。
- (4) 伐倒を完了した後、終了合図をすること。

（立入禁止）

第68条 会員は、立木を伐倒する場合は、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の樹高の2倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。

- 2 会員は、近接して伐倒作業を行う場合は、高い方の樹高の2.5倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。また、それぞれの伐倒者の退避場所の選定の際には、前項の立入禁止区域内に入らないように、退避場所を確保させなければならない。

（伐木等指導者の指名及び職務）

第46条 会員は、会員事業場に第2項第1号に定める伐木等初級者がいる場合は、同項第2号に定める伐木等指導者を、伐木等初級者が所属する作業班ごとに指名し、第47条に定める事項を行わせなければならない。

- 2 伐木等初級者及び伐木等指導者とは次の者をいう。

- (1) 伐木等初級者とは、安衛則第36条第8号の業務に係る特別教育修了者で、伐木等作業の業務に従事した期間が3年未満の者をいう。
- (2) 伐木等指導者とは、安衛則第36条第8号の業務に係る特別教育を修了し、伐木等作業の業務に従事した期間が概ね8年以上で、伐木等初級者の指導ができる者のうち、会員が指名した者をいう。

(伐木等初級者に対する配慮)

第47条 会員は、第46条に定める伐木等初級者に対して、次に掲げる事項について配慮するよう努めること。

- (1) 胸高直径が概ね40センチメートル未満の立木（以下「普通木」という。）の単独伐倒を行わせないように努めること。ただし、同一現場に所在する伐木等指導者の指導の下で行う場合はこの限りでない。
- (2) 胸高直径が概ね40センチメートル以上の立木（以下「大径木」という。）の伐倒を行わせないように努めること。ただし、伐木等指導者の直接の指導の下で行う場合はこの限りでない。
- (3) かかり木処理作業を単独で行わせないようにすること。伐木等初級者が単独で伐倒していた伐倒木がかかり木となった場合は、作業を中止させ、直ちに伐木等指導者の直接の指導の下で行わせること。伐木等指導者を呼びに行く場合等、伐木等初級者がかかり木未処理の現場を離れるときは、危険が生ずるおそれのある箇所には立ち入らせずに、その周囲にかかり木の存在を、縄張り、標識の設置等の措置により、明示させること。
- (4) 第3節第3款に定める困難木の伐倒を行わせないように努めること。ただし、伐木等指導者の直接の指導の下で行う場合はこの限りでない。

2 会員は、前項第2号の大径木の伐倒について、伐木等作業の業務に従事した期間が概ね1年から2年までの伐木等初級者の技能が向上したと判断したときは、同号ただし書の規定にかかわらず、同一現場に所在する伐木等指導者の指導の下で、伐木等初級者による大径木の単独伐倒を行うことができるものとする。

(作業の合図)

第100条 会員は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、一定の合図を定め、運転者及び作業者にこの合図を行わせなければならない。

(合図)

第115条 会員は、伐木等機械による作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 運転者と他の作業者にトランシーバー等の通信装置を携帯させるか、一定の合図を定め、確実に行わせること。
- (2) 運転者は、機械始動時にクラクションを鳴らして、他の作業者に注意を促すとともに、危険区域内に他の作業人や機械の有無等、周囲の確認のための指差し呼称を行うこと。

(ヘッドガード)

第94条 会員は、フェラーバンチャ、ハーベスタ、木材グラップル機等の伐倒や集積等を行う車両系木材伐出機械については、伐倒木、原木、落石などの落下物から運転者を守るため、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(防護柵等)

第95条 会員は、車両系木材伐出機械については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

2 会員は、伐木等機械及び架線集材機械について、乗車席で作業装置の運転を行う場合は、フロントガードを備えたものでなければ使用してはならない。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日付け基発1207第3号）抜粋

## 7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

### (1) 作業前の準備

ア 林道、歩道等の通行路及び周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速等を確認すること。

イ～エ (略)

### (2) 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア 安衛則第481条を踏まえ、労働者がチェーンソーを用いて伐木の作業（以下「伐木作業」という。）を行う場合には、常に安全な距離を確保すること。

イ 同条第1項に基づき、伐倒木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせないこと。

ウ 同条第2項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。また、隣接して伐倒作業を行う場合においても、伐倒しようとする立木それぞれの高さの2.5倍に相当する距離を半径とする円の内側に伐倒者以外の労働者を立ち入らせないこと。なお、伐倒者以外の労働者が伐倒する労働者に必要な安全指導・支援等を行うことにより、より安全に伐倒作業を行う場合には、当該伐倒者以外の労働者が上記の区域内に立ち入ることを禁止するものではないこと。

エ (略)

オ 安衛則第479条第2項に基づき、事業者は、伐倒者に、伐倒に当たって伐倒の合図をさせ、伐倒者以外の労働者の退避を確認した後でなければ、伐倒させてはならないこと。

カ (略)

(3) ～ (5) (略)

令和 6 年度

&lt;林 野 庁 集 計&gt;

令和6年11月7日現在

国有林野事業の実行に係わる  
請負事業体等の重大災害報告  
(概 況)

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計	1					3		4
前年度同期累計	1			1				2
前 年 度 計	3			1				4

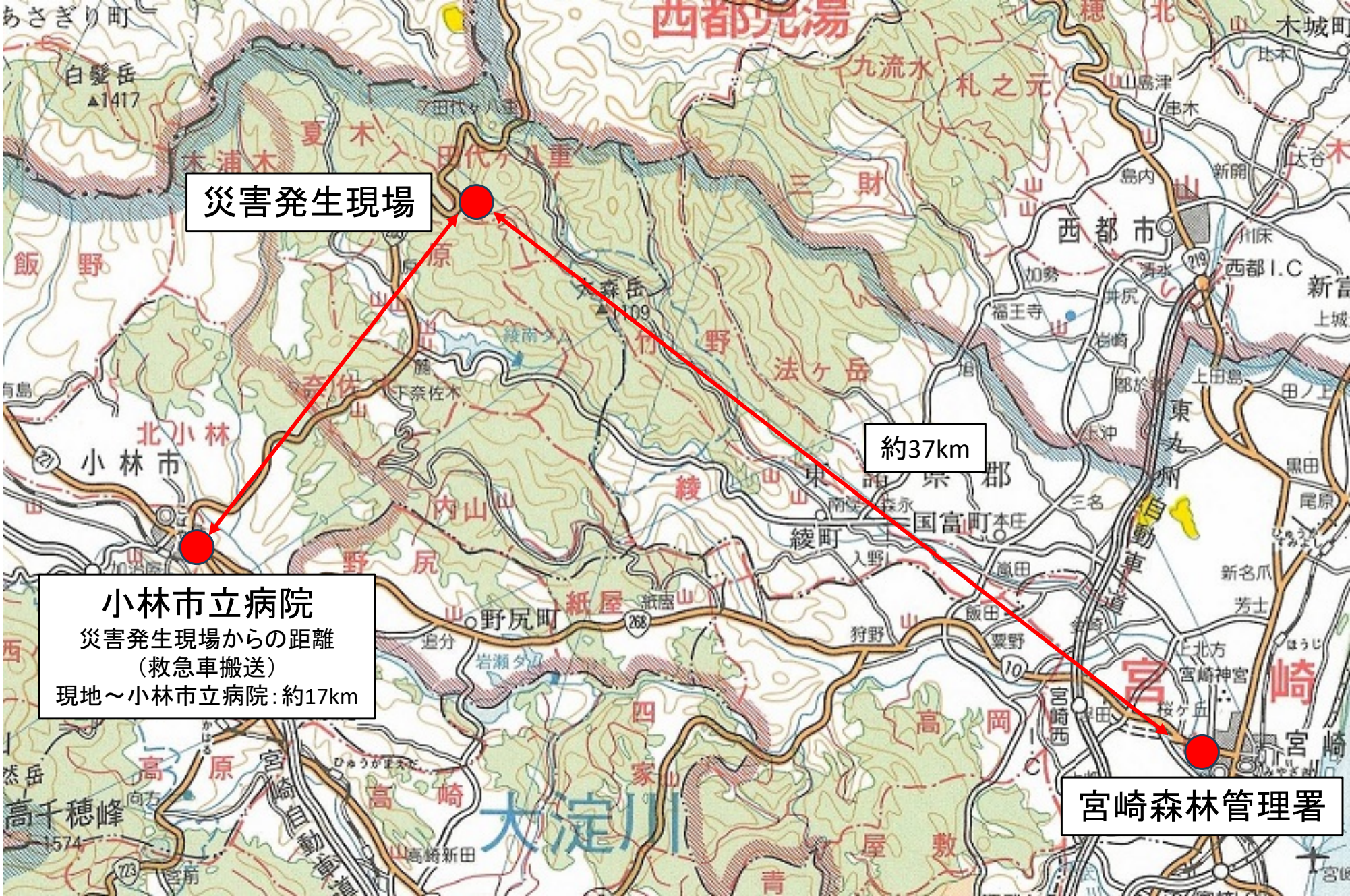
注1：森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

注2：法令上の労働災害に該当しない場合（被災者が事業主である等）については計上していない。

1 森林管理局・署等名	九州森林管理局 宮崎森林管理署
2 事業の種類	造林事業請負（森林環境保全整備事業・誘導伐（一貫作業））
3 災害発生日時等	令和6年10月28日（月）10時20頃発生（死亡：令和6年10月28日（月）13時31分頃 死因：右側腹部刺創）
4 災害発生場所	宮崎県小林市須木 柚園国有林2110い林小班
5 契約相手方	宮崎県児湯郡木城町高城2518-1 尾鈴共同事業体（代表者 木城林産株式会社 代表取締役 井川 彰）
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢：38歳 性別：男 雇用区分：臨時雇 社会保険等加入状況：(労)(健)(厚)(雇)退 共
8 従事作業	造材作業
9 災害の概況	<p>当日、被災者は、同僚4名と契約伐区5箇所のうち2箇所の作業に従事していた（伐区③：伐倒2名（同僚A、B）、伐区④：伐倒1名（同僚C）、集材1名（同僚D（現場代理人）、造材1名（被災者））。</p> <p>10時00分頃、同僚A（伐倒作業の経験年数：2年5ヶ月）は、伐倒したスギ立木の状態が伐倒位置からは確認できなかったことから斜面下方の林道に滑り落ちたと思い、約300m離れた土場で木材グラップル機による作業をしていた被災者に無線機で撤去を依頼した。（実際は、林道にスギ立木は落ちていなかった。また、同僚A、Bは被災者が到着するまでの間、伐倒を続けていた。）</p> <p>10時20分頃、同僚Aは約30m離れた場所で伐倒作業をしていた同僚Bに口頭で伐倒する旨の合図を行った後、被災者が運転する木材グラップル機が伐区③に接近したことに気が付かずにスギ（D：36cm、H：（梢端部が折れており不明））を伐倒し</p>

	<p>た。伐倒したところ、伐倒木は約 30 度の斜面を約 66m滑り落ち、斜面下方の林道に進入していた木材グラップル機のキャビンへ突き刺さるように衝突した。（伐倒木は滑落等の衝撃で梢端部が折損していた。）</p> <p>同僚A、Bはすぐに被災者のもとへ駆けつけ、林道下方約 2 mのスギ立木の根元に仰向けの状態で倒れていた被災者に声をかけた。被災者は呼吸及び意識はあったが腹部から出血していたことから、同僚Aが無線機で同僚Dに救急車の要請をし、同僚Dは、携帯電話が繋がる場所（約 9 km 下山した国道 265 号線）まで移動して、11 時 03 分頃、消防署へ連絡をした。</p> <p>11 時 40 分頃、救急車が現場へ到着した。救急隊が確認した時には被災者の呼吸及び意識が無かったことから、心肺蘇生を行い救急車で小林市立病院へ搬送した。</p> <p>13 時 20 分頃、救急車が小林市立病院に到着し、13 時 31 分頃死亡が確認された。</p> <p>主 因：連絡合図の不徹底（労働安全衛生規則第 479 条、林業・木材製材林業労働災害防止規程第 115 条）  上下作業の禁止（労働安全衛生規則第 481 条、林業・木材製材林業労働災害防止規程第 56 条）</p>
10 そ の 他	

災害箇所位置図(1:400,000)  
(小林市須木 柚園国有林2110い林小班)



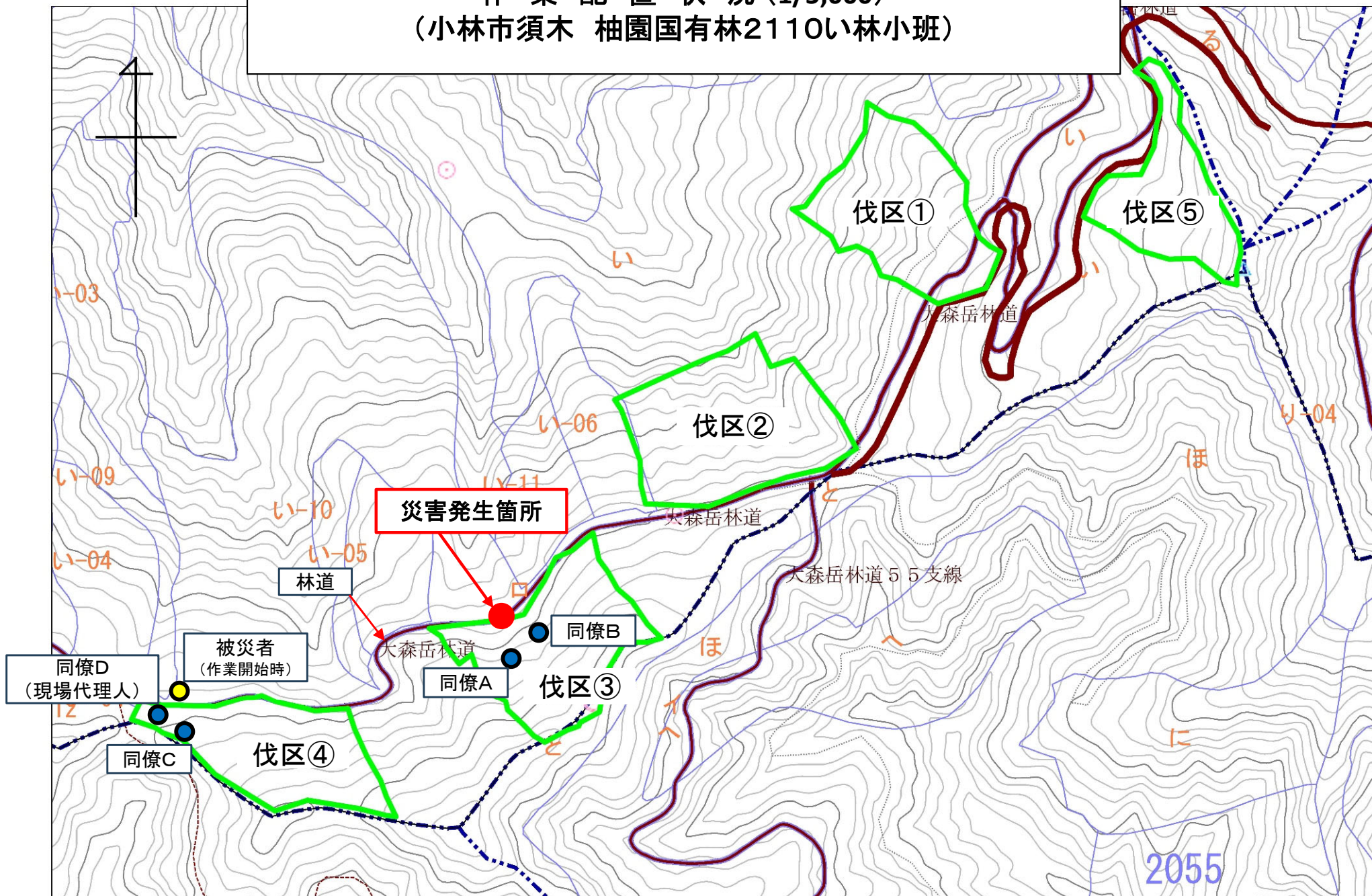
災害発生現場

小林市立病院  
災害発生現場からの距離  
(救急車搬送)  
現地~小林市立病院: 約17km

約37km

宮崎森林管理署

作業配置状況(1/5,000)  
(小林市須木 柚園国有林2110い林小班)



災害見取り図  
(小林市須木 袖園国有林2110い林小班)

林道

伐倒木

樹高: 不明(元口からの長さ18m、  
滑落時の衝撃で梢端部は折損)  
胸高直径: 36cm

約66m

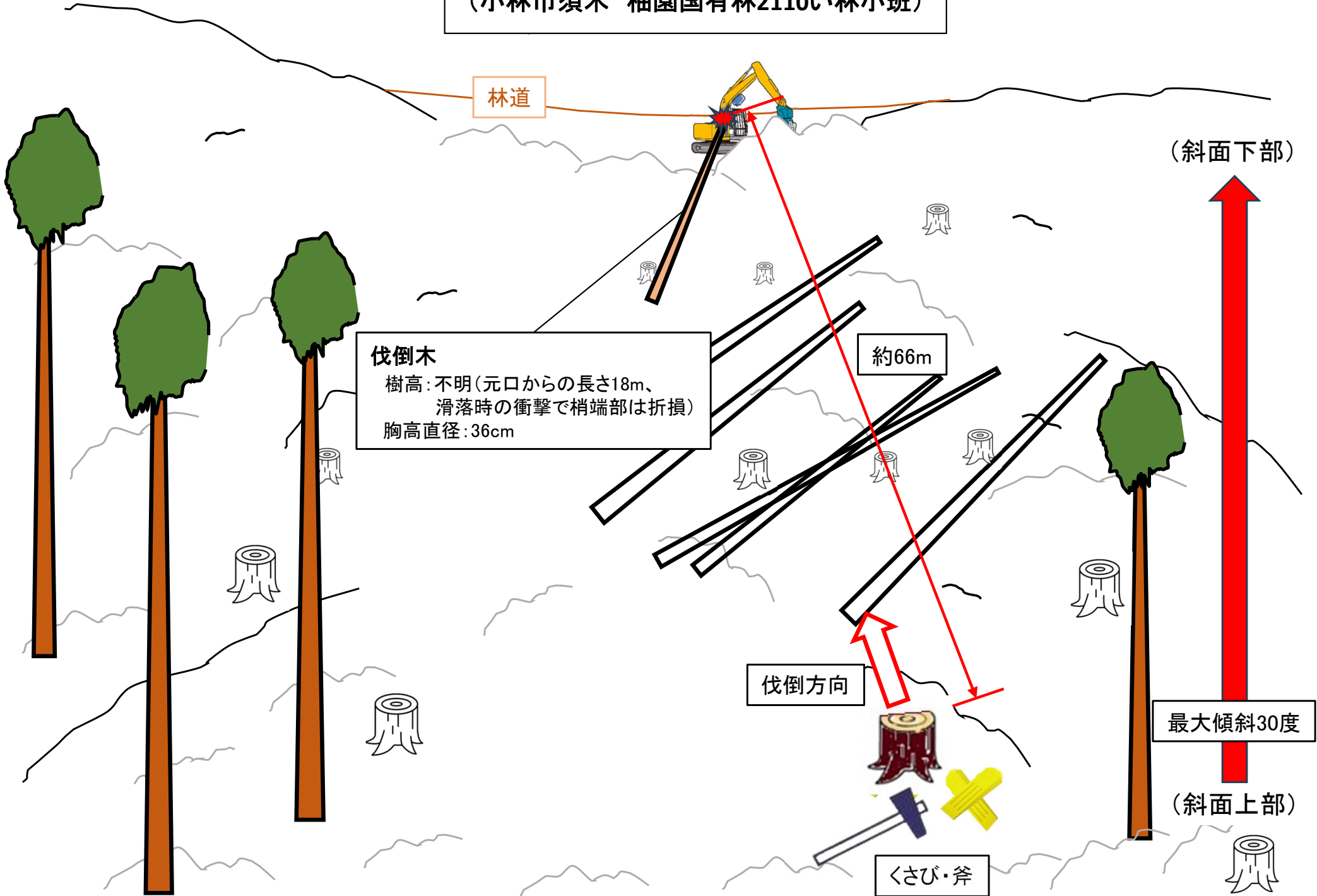
伐倒方向

くさび・斧

(斜面下部)

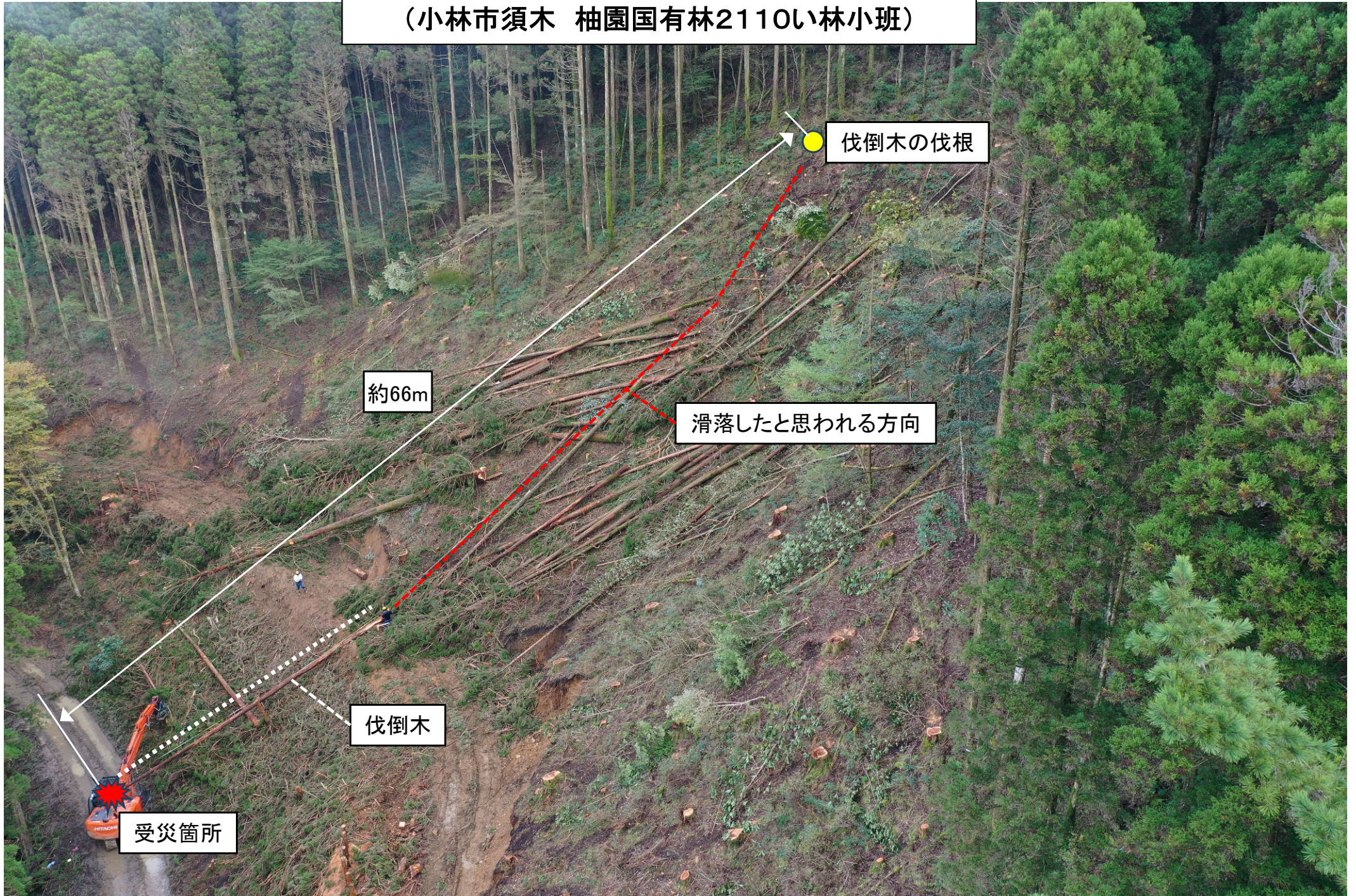
最大傾斜30度

(斜面上部)





災害箇所状況写真  
(小林市須木 柚園国有林2110い林小班)



災害箇所状況写真  
(小林市須木 柚園国有林2110い林小班)



災害箇所状況写真  
(小林市須木 袖園国有林2110い林小班)

伐倒木

樹高：不明(元口からの長さ18m、  
滑落時の衝撃で梢端部は折損)  
胸高直径：36cm

被災者

HITACHI

2A/E



災害箇所状況写真  
(小林市須木 袖園国有林2110い林小班)



約2m

被災者

災害箇所状況写真  
(小林市須木 柚園国有林2110い林小班)

26cm

6cm

18cm

